

報道関係者 各位

令和8年3月27日

【照会先】

職業安定局 障害者雇用対策課

課長 河村 のり子

主任障害者雇用専門官 渡部 幸一郎

課長 補佐 吉田 豊

(代表電話) 03-5253-1111 (内線 5829、5868)

(直通電話) 03-3502-6775

令和7年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 都道府県等の機関への適正実施勧告の実施について

○ 国及び都道府県の機関（以下「都道府県等の機関」という。）については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合（※）、障害者採用計画の適正実施を勧告できるようになっており、令和7年度においては都道府県の1機関について、適正実施勧告を行いました。

（※）以下のいずれかの基準に該当する場合

① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。

② 障害者採用計画終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

（教育委員会については、計画期間の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国及び地方公共団体に、法定雇用率以上の対象障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画（計画期間1年間。ただし教育委員会は2年間。）を作成しなければなりません。

（1）都道府県等の機関（教育委員会を除く。）

令和6年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和7年1月1日を始期とし令和7年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した11機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、計画終期現在、1機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

なお、当該11機関のうち、障害者採用計画終期までに法定雇用率を達成した機関は6機関でした。

〈都道府県等の機関（教育委員会を除く）に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）〉

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
機関数	0	0	0	3	2	0	0	0	0	1

（2）教育委員会（計画中間時点）

令和6年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和7年1月1日を始期とし令和8年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した15機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、計画中間時点にあたる令和7年12月1日現在、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ、適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

なお、当該15機関のうち、障害者採用計画中間時点までに法定雇用率を達成した機関は2機関でした。

(3) 教育委員会（計画終期）

令和5年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和6年1月1日を始期とし令和7年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した6機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、計画終期現在、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ、適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

なお、当該6機関のうち、障害者採用計画終期までに法定雇用率を達成した機関は3機関でした。

<教育委員会に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）>

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
機関数	0	0	(1)	2 (11)	7	(1)	1 (1)	(1)	0	0

※勧告は都道府県教育委員会が作成する2年間の計画に対し、中間時点と計画終期の実施状況を踏まえる。 ()内は外数としての採用計画の中間時点の状況を踏まえて実施した勧告対象機関数。

都道府県等の機関に対する指導の結果

(表1) 都道府県等の機関(教育委員会を除く)に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	6 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	4 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となった機関	1 機関(※)
合 計	11機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

※ 岩手県医療局

(表2) 教育委員会に対する指導の結果(計画中間時点)

雇用義務を達成した機関	2 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	13機関
計画期間における12月1日時点の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となった機関	0 機関
合 計	15機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

(表3) 教育委員会に対する指導の結果(計画終期)

雇用義務を達成した機関	3 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	3 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となった機関	0 機関
合 計	6 機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

勸告機関一覧

年度	勸告機関数	勸告機関			
28年度	該当なし				
29年度	該当なし				
30年度	1	青森県教育委員会			
元年度	16	大阪府警察本部	島根県病院局	沖縄県病院事業局	
		秋田県教育委員会	群馬県教育委員会	東京都教育委員会	福井県教育委員会
		静岡県教育委員会	愛知県教育委員会	大阪府教育委員会	奈良県教育委員会
		山口県教育委員会	徳島県教育委員会	福岡県教育委員会	
		福島県教育委員会	京都府教育委員会		
2年度	9	南和広域医療企業団	島根県病院局		
		宮城県教育委員会	群馬県教育委員会	静岡県教育委員会	愛知県教育委員会
		兵庫県教育委員会	奈良県教育委員会	沖縄県教育委員会	
3年度	1	沖縄県教育委員会			
4年度	2	新潟県教育委員会	福岡県教育委員会		
5年度	1	福岡県教育委員会			
6年度	該当なし				
7年度	1	岩手県医療局			

都道府県等の機関（教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

令和6年6月1日

法定雇用率未達成

令和7年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和7年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和8年3月

適正実施勧告

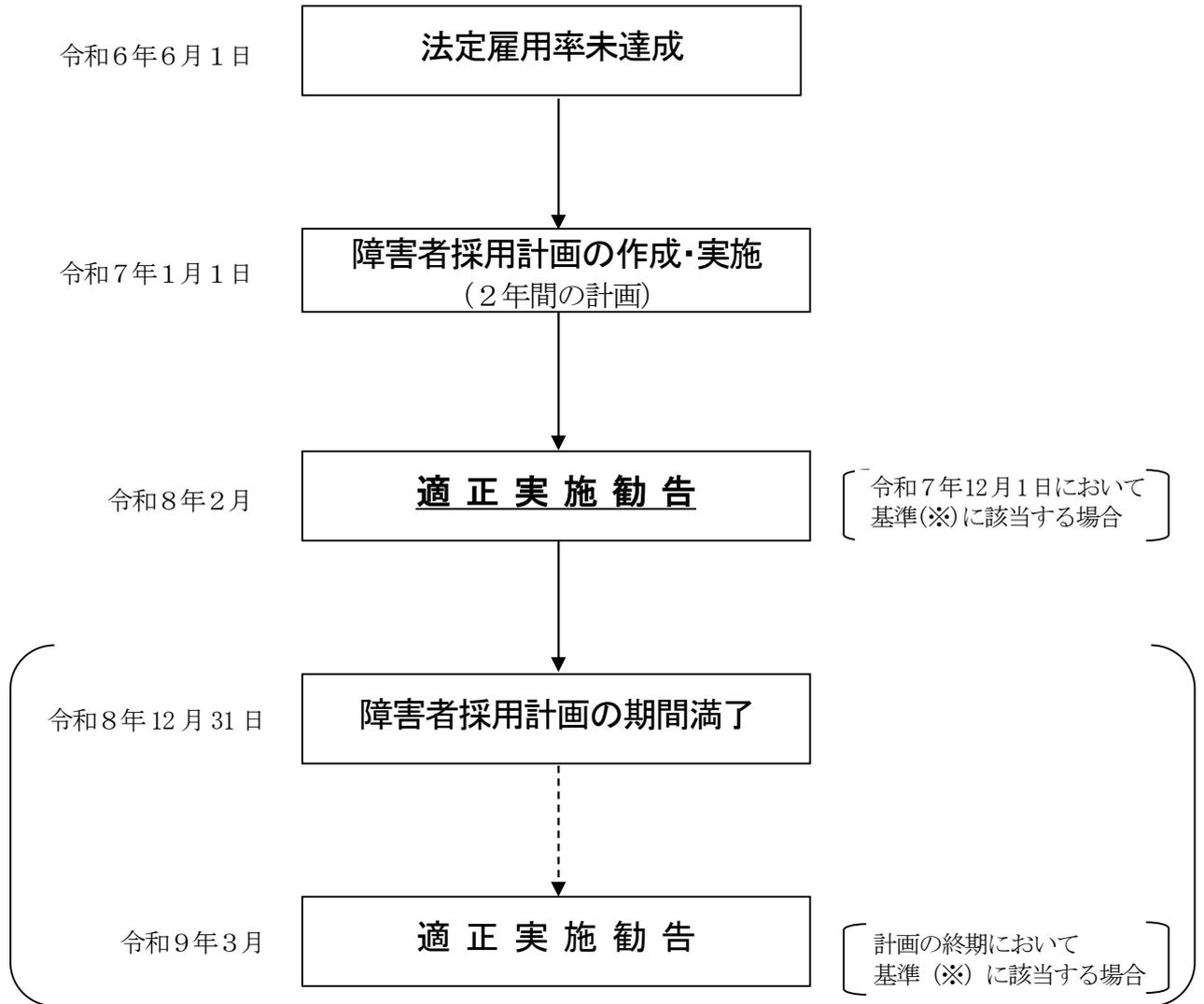
〔計画の終期において
基準（※）に該当する場合〕

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 障害者採用計画終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図
(令和7年1月1日を始期とする採用計画の場合)

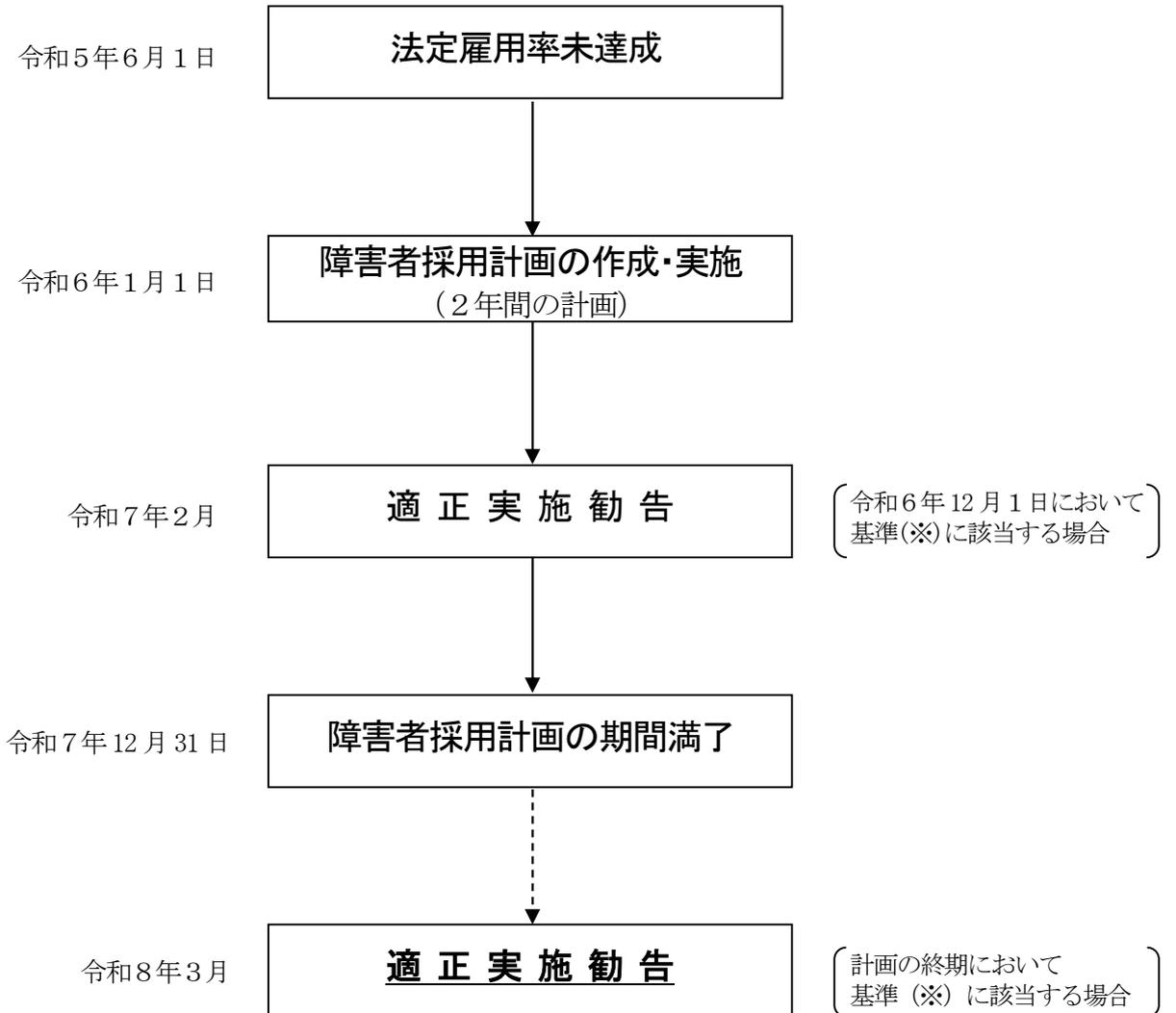


(※) **適正実施勧告の発出基準**

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 障害者採用計画の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図
(令和6年1月1日を始期とする採用計画の場合)



(※) **適正実施勧告の発出基準**

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 障害者採用計画の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・九とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年3月1日政令第44号）（抄）

附則（抄）

（経過措置）

第三条 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

2 （略）